

奈良県人権施策に関する基本計画

～令和2(2020)年3月に改定しました～

基本的な考え方

基本理念 「豊かな人権文化の創造」

一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて

1. 個性や能力が発揮できる社会づくりを推進します。
2. 違いを豊かさとして認め合う多文化共生と包摂の社会づくりを推進します。
3. 自己の存在を確かめることができる社会づくりを推進します。

基本計画の期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間とします。
計画期間中の社会経済情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

施策の体系

社会経済情勢の変化や人権に関する法条例等の整備の動向を踏まえ、人権問題を17の施策体系に整理し、その解決に向けた取組を推進します。

1. 部落差別の解消	10. 刑を終えて出所した人の人権
2. 女性の人権	11. 犯罪被害者等の人権
3. 子どもの人権	12. アイヌの人々の人権
4. 高齢者の人権	13. 外国人の人権
5. 障害のある人の人権	14. 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権
6. 生活困窮にある人の人権	15. インターネットによる人権侵害
7. ひきこもり状態にある人の人権	16. ハラスメントに関する人権
8. 性的マイノリティの人権	17. 災害時における人権
9. ハンセン病患者等の人権	

計画の推進

1. 「奈良県人権施策推進本部」による全庁的な取組を推進します。
2. 「奈良県人権施策協議会」の機能強化を図ります。
3. 国、市町村及び関係機関・団体等と連携・協働して取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

不当な差別、偏見、いじめなどを許さないために

新型コロナウイルス感染症に感染された方々、濃厚接触者、海外からの帰国者、医療従事者やその家族などに対する**不当な差別、偏見、SNSでの誹謗中傷など、人権を侵害する事象が見受けられます。**

いかなる場合でも、不当な差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをないように、行政機関の提供する情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

7月は「差別をなくす強調月間」です

7月の「差別をなくす強調月間」は昭和44（1969）年7月10日に「同和対策事業特別措置法」（特措法）が公布、施行されたことを記念し、基本的人権が尊重される差別のない、自由で平等な社会の実現をめざして制定されました。

昭和47（1972）年7月に、「差別をなくす週間」として始まり、昭和57（1982）年からは「差別をなくす強調月間」として人権尊重意識の普及やさまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

例年、県では人権啓発ポスター・標語優秀作品展や人権に関する新聞広告などを通して啓発活動を行ってきました。また、県内市町村では、人権に関する講演会や映画上映、街頭啓発などの行事を行ってきました。これからも、みなさんとともに人権の問題を自分のこととして考える取組を行っていきます。（今年度の期間中の行事については奈良県人権施策課のホームページをご覧ください。）

「差別をなくす強調月間」啓発ポスター



『「そんなものもあり」 認め合えれば。』

人それぞれ、人種・民族・文化・言語・セクシュアリティ・感じ方・考え方など、様々な違いがあります。

「自分と違う」ということについて、ありのままを受け止め合い、お互いを尊重することができれば、「多様性と包摂性のある社会」が実現されるはず、という思いを込めました。

奈良県人権施策課相談窓口

人権相談窓口 TEL: 0742-27-8726 月曜から金曜8:30~17:15
FAX: 0742-27-8721 (祝日・年末年始を除く)

◇だまって我慢していませんか？

地域社会、職場、家庭、学校など、いろいろな場所で生活する中で、「何か変だな?」「これって人権侵害?」と感じながらも、じっと我慢したり、そのままにしたりして、しんどくなることってありませんか。

「人権相談窓口」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、相談員がお話を伺いながら、少しでもほっとして、自分らしく日常生活を送ることができるようにお手伝いします。必要に応じて、問題解決に向けて他の相談機関を紹介したり、おつなぎしたりすることもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。

相談は無料

秘密厳守します

来所相談OK

